

いくらと云う。学校別に費自別に額を指導
しなと云う意味で、7月にこの予算案の説明で
説明してありますので、学校ではよくわかると
云う。が、委員会としては考えておきます。

11番

委員会の方に2~3質問したいと思っております。
委員会には、現場調査を行いつつから審議
をしていく報告が、ありますので、善天間小学
校のグラウンドの状況、おまじに調査は、
いれたか、であります。ところが、どう云う形で善
天間小学校のグラウンドが完全に整備し
なければならぬか、という点については、充分
調査は、したと思っております。先でお伺いした
のは、おまじだけの予算で、搬業に体育搬業、体
育学習、に於いて、おまじだけの整備が、あ
るものか、という点、どう云うふうに調査は
されたか、お伺い致します。

経済民は教育副委員長

善天間小学校のグラウンドの整備は、先程経理報
告申し上げた通りで、周囲の排水も、おまじと
いふは、管理状況であります。今後の学校
教育に、おまじは、おまじ程度の整備と云う
おまじ御質疑でございますか。これは、直接善天間
小学校の体育主任である花城先生の御
意見を聞いておられますが、その2000ドルの予算
では、本会議で教育委員の先生方が御説
明しておいた通り、いわゆる、高校側が、使

おまじを整備したから、小学校側はすくなくおると、だから、小学校側には主に土を入れて整備した場合は、ある程度支障はないような結果で使用が出来るよ、云うようなことでもあります。それで、この2000ドルの予算の額で片はむ、と高校側と話し合を充分むて根本的立場からいれり整備した方が長持ちするんじゃないかと云うようなこともお話し申し上げましたが、すぐ、体育教育に差支えて、いると、それで、前も、予算要求しているんだが、この云うことをした場合は、二、三分のせみかた、と云うようなことで、非常に消極的今の状況ではどうしてか、これは、体育授業が出来ないんだが、これです、それに合せてもらいた、と云うのが、現場の声であるという感じを後付した。そこで審査の中で教育委員の先生方にも、強く御要望申し上げている点は、この高校側とは是非今度はお話し合をむいて、この出来るだけ、予算の効率的運用をして、2,000ドルの予算だが、それ以上の整備の方法を、とていたにきた、と云うことを要望申し上げておりましたが、是非今度は高校側とも話し合をむかれると、前と2の姿勢で解決するよ、と、云うようなことを後付したわけであります。以上でございます。

11番

前から指摘してまいりましたけれども、基本的な解決策は今だに目途が立っていません。この時、この時だけ、何人か何人と言いますが、少々補

財金とし、或は予算を上げて、各都府都府
 解決して、こうと言った方がいい。非能率
 的な点を今も残っている訳ですが、委員会報告
 の中にありますように、普天間、学校のグラウンド
 については、根本的な解決策が、こうと言った
 方がいいとありますし、又私達が調査して、聞
 いた範囲内においては、単なる、その場限りの
 整備、又、雨降ぬは、どうなるか、おかしと
 言ったような状態の移り変わる訳
 であります。そこで、通則的の問題を解決
 するために、と以前から、P.T.A.会、父兄
 或は、学校側から、再三にわたって委員会
 局に要請、陳情してまいり、た訳でございま
 す。特に最近、高校が体育館を今、
 建設準備中があります。そうしますと高校は特
 に固執する点は、容易に予想出来る訳であ
 ります。その訳です。11月まで今の状態が
 続くと、言う点に対する、ほんと言いますか、不
 便さ、何に解決出来るか、であろうと言
 った点か、予想出来る訳であります。一俵
 教育委員会として、この問題に対して、どう
 して解決していかれるので、ありのところが、或
 は又、政府とどの程度、この問題について話
 し合って、決められたか、どうか、もうまた面
 会の今まで、とって来た措置、並ひにこの解決
 の方法も、見通しについて伺いたいと思つた。

教育委員長

お答え申し上げます。今度の予算については、先程

話もありました。根本的には整備はしな場所
 しのき予算だと、いふだけでは、根本的には
 け出まはんと、思、ております。委員会としては、こ
 のグラウンドが両方の管理であり、両校が共同
 使用しておるので、予算が、この予算が成立しまし
 たら、高校に話し合、をむ、て、何こうからむ予
 算を出して、む、て、全体的には整備をしよう
 例えは、この予算でも、小学校だけか、小学校
 の使らと、とだけを整備し、土を入れてむ、にし
 ても、又何こうは、ぬか、る様に、なると、今度は、
 何こうか、やぬ、は、こ、か、ぬ、か、る様に、なると、言ふ、
 う、は、こ、で、は、い、け、な、の、で、グラウンドは、全体的には
 整備を高校と話し合、をむ、て、や、て、む、ら、う
 と、言ふ、ふ、う、に、委員会としては、考、え、て、お、り、ま、す、。これ
 から、このグラウンドの使用について、お、り、ま、す、か、こ、こ
 が、非常に根本的に対策を委員会として、ま、ま、ど
 こ、う、で、い、け、ぬ、は、い、か、ん、と、言、う、は、い、け、ぬ、と、お、り、ま、す、。こ、こ
 には、こ、こ、は、総合グラウンドに、な、て、お、り、ま、す、か、総合
 合グラウンドと、小、中、校グラウンドと、南の総合
 グラウンドの考、え、方、で、は、ど、う、か、な、一、と、南の総合
 グラウンドは、別、に、新、設、し、て、こ、こ、が、学校グラウンド
 として、お、し、よ、う、。高校と小学校と、は、こ、こ、を、別、り、を
 けて、お、し、い、け、ぬ、か、い、か、は、い、ん、じ、や、は、い、か、と、両方
 と、困、て、お、り、ま、す、。小学校だけじゃなく、高校でも
 グラウンドは、ない、野球は、お、し、よ、う、と、言、う、の、で
 困、て、お、り、ま、す、。小学校でも、い、ろ、と、お、し、よ、う、と、今、度、は
 危、険、も、あ、る、し、非、常、に、困、て、お、り、ま、す、の、で、高校と
 小学校とは、グラウンドは、は、こ、こ、を、分、けて、管理し、使
 用、お、る、よ、う、に、は、ら、い、け、ぬ、は、い、か、な、ん、じ、や、な、い、と、言、う

さらに思っておりますが、今の通りの使用、管理面
では両方で使用すると言う事では、根本的
解決はこれらとは、現委員会としては考
えておりません。

11番

このように理解してよろしいことか、委
員会の基本姿勢としては、どうして区切りを
つけなければならぬと、このグラウンドは管理
面からか、或いは、小学校を利用する、或は
使用する効率的な面からかどうして区分け
なければならないと、言うことについては、基本的態度
は打ち出しておりませんが、併用でいいんだと
言うお考えであるのかどうか、この点について、

教育委員長

併用では都合が悪いと思っております。

11番

このことは、専用のグラウンドを是非普天間
小学校に設置したいと云う基本線は持た
なければならないですね。

教育委員長

どう言う……

11番

今併用ですので、普天間小学校の校庭として
専用のグラウンドとして設置したいと云う考え方を

おられるかですね。

教育委員長

併用ではですね。両方に非常に不便を感じているという事です。

11番

ですから併用では不便だから専用のグラウンドをおたくと言わなければならない。

教育委員長

おたくと言わなければならない。だから解決はですね。どうも言う事は。また決定はしてありませんが。両方で併用では、両方に不便を感じておると言う事を考えております。とに「専用のグラウンド」を作ろうという事は、解決方法は話し合っています。

11番

私が聞いているのは、委員会ですね。全然滑りません。基本線が「たん」ですよ。そこでお伺いしたいのは、併用じゃ困るので、せめて今後、普天間小学校が自由に使える、とに「専用のグラウンド」にしたいと言うのが基本線であるのかどうかを聞いておられます。或いは、今の併用でいいと言うお考えであるのかどうか、この二つは「たん」と思っていますよ。どちらか基本線をおいて、その基本線に向って委員会

は進まなければならぬと思っております。ところが所心なところになるとほかしてくる。これじやですね。委員会の毅然たる基本線と言ふことはですね。全然、何えんかです。この人をあきらませておきたいと思っておりますが、いかかでしょうか。具体的な解決策は、これからどういふ解決策か、うそでくるとは解りませんけれども、少くとも委員会としては、基本線と言ふは、どう言ふにしようか、むづかしいところがあるかどうかを、これは、よく示すまいしやないかと、先般に伺って、高校や政府と折衝出来るのであつて、先づ言ふ基本線がなければ進められぬんじやないですか。

教育委員長

先般併用ではですね、都合が悪いところ、ちや不便を感じておると言ふことは、事實ほんです。だから先般委員会としても、同じにしておりましたが、さう、先般をどう言ふことにすると、案際の問題と具体的な問題になると非常に微妙なところがあるので、先般ではどうして解決して、こう言ふことは、まだ決定はしておらないのです。

11番

ですから、委員会としては、併用ではいかんかと、専用のグラウンドですね。これから、

教育委員長

に於て難しい問題があるので委員会としてはいかにしては話しておりません。

11番

と言うことは、たんにですが、今のグラウンドは、総合グラウンドに似た性格があるので、それを早目に学校が学校のグラウンドとしての性格に答えていくと言うことでは、十分小学校のグラウンドとして自由に使えるようなグラウンドにむけていけるかどうか、それが、一点私が基本姿勢をお伺いしているのは必ずしも専用のグラウンドをどこに定めると言うことではなくして、このグラウンドが両方で使えると分けて使えるような規模、面積に広げらる可能性のあるかどうか、と言うような問題ではない。委員会が基本線を示めてくれて、その基本線に向って、対政府折衝、対高校側との折衝に於て解決されると思っております。同時に言う基本線があるならば、周囲にも若干広げられる可能性もあるはずでありますけれども、この委員会としては、併用は出来る、但し開拓しようか、ないかと言うことは、ごく消極的、つけ加りの考え方をかむてほしいと思っております。そのへんについてはどうですか。

教育委員長

おっしゃる通り解決の方法としては専用のグラウンドを解決の方法としては、いかに総合グラ

ララド解法何があるので、こうに区別すること
は、難しい。しかしあります。又小学校と高校
との関連、このことも考えられますが、専用
にあるには、中からいって中費んで境にして、
区別するということも考えられますが、その専用の
がララドにしておきたいという陳情は、
も、去すものがあります。そこで、委員会としては、
まだ基本的にこうして解決して進めようという
ことは、まだ検討されていません。

11番

どうして検討してはいませんか。

教育委員長

まだそこをいってはいけません。実際的
の問題を進めるのにいろいろ支障があるので、
そこはまだまだ出されていません。

11番

これは政府に一回でも折衝されたことは
ございませんか。

教育委員長

ありません

11番

どうしますと、このララドの解決策について
では委員会として

教育委員長
 政府に折衝すると言ふことは必ずね方法を
 ここに決めていたならば、政府には折衝
 出来ない。委員会としてまだこの方法をみ
 だしてはいと言ふことです。

11番
 と言ふことは、この陳情や要請が従来から
 頻りになされておりましたけれども、委員会として
 は、検討をまだおいてはいと言ふふうにみ
 てよろしいございませうか。

教育委員長
 従来から陳情要請がなされたと言ふこと
 は

11番
 これは、陳情がなされた方が、要請がなされた
 ようが、先生方は、このグラウンドの不便さでは
 ない、これはよくわかっておられるはずであります。我
 々もよくわかっておられる先生方
 ですね。まだ、検討をしておいてはいと言ふことは
 してあります。これはなすけはないか。

教育委員長
 陳情がなされたのはですね、去年であります。

11番
 ですから、

教育委員長

この前から陳情がはくても、これが不便であると言ふことは委員としてわかつておたんとはいいかと、思ふのですが、これは、学校としてはいくらかこういうことありますが、それでは、どう不便だとか、なんだとか、都合が悪いとか、そういうことは、これは分けなければ、いかんとか、或は、学校物事しなければいかんとか、この言ふことは、これほどまで感じておけません。

11番

感じていなければ、しつうが、ありませんけれども、その中に感じていたのだと思つておられます。同時に、一応、念をおしておきたいと思つておられますが、去年、陳情が出た、要請があったと、それから委員会としては、ほとんど検討がはたされていふと言ふことに、不満さがあると思つておられます。従つて、この問題に対しては、これは陳情が出た以上は、この陳情者に対して、おたんと、真実に検討して、どういふ方向でやりたいんだと言ふことが、これは、あるべきだとおぼえておられますが、しつうは、何時頃か、この陳情に対して、要請に対して、御検討がはたされるかどうか、その点について、お伺いしたいと思つておられます。

教育委員長

この陳情は、委員会だけでよく、議会におたんとおぼえておられますか。

11番

私は、議会のようなことは聞いておりません。委員会に陳情されているならばですね。委員会に議事に責任を転嫁するんじゃないかと。

教育委員長

委員会としてですね。聞いてはおりませんが、いろいろ検査した訳なんです。ところが、実際問題としてですね。実際にやらなければ、具体的に実際に進めるといっていろいろ難しい問題がある。こうではいけないか、という最終的には決定案がですね。出てはいると言っている。それから、この問題は、P.T.Aからもあるだろう。委員会としては、検討してみたい。

11番

どうも、何時頃までには、大体委員会としての基本線が書いて来たか。

教育委員会

これは、委員会に諮ってからお答えします。何時頃、というところは、委員会と諮ってから。

11番

委員長外、検討は別段ですね。はい。

議長

休憩いたします。(午後2時55分)

議長
再開いたします。(午後2時59分)

議長
本案に対する質疑を打ち切りたいと思っておりますが御異議ございませんか。

議長
御異議ございませんので、質疑を打ち切り、併せて委員長の報告を終わらせていただきます。

議長
本案に対する討論を求めます。

議長
討論を省略したいと思っておりますが御異議ございませんか。

議長
御異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議長
議案第87号、1972年度宜野湾教育正等入
学出補正予算を表決に付します。

議長
委員長の報告の通り可決することに御異議

ごさいせんが。

(異議なしと報告)

議長
御異議ありせんので、議長報告通り
原案の通り可決するに決定をいたしました。

議長
休憩いたします。(午後3時)

議 長

再向のたし方。(午後3時12分)

議 長

日程の第11. 認定第7号 1971年度直野湾市養鰻研究セコ一特別会計才入才出決算について
は12月16日の本会議におきまして、経済民生教育常任委員会の方に審査を付託してありましたが、
審査が終了いたしました。報告が参っております。
報告の朗読を省略いたします。直ちに経済民生教育常任委員会の委員長の比嘉義定君にご報告
をお願いたします。

経済民生教育常任委員会

認定第7号 1971年度直野湾市養鰻研究セコ一特別会計才入才出決算認定については、当経済民生教育常任委員会に付託してありましたが、審査が終了してありますので、結果についてご報告いたします。
才入. 審査の方法として、当局の助成. 農林課長の出席を求めて意見を聴取してあります。その結果として、才出決算認定に
おいては、7万ドルの赤字決算にわたっており、
これは非常に遺憾に思っております。そこで、
審査の過程におきかしても当委員会として、
この赤字解消を早くやるべきである。これを補填する
ためには、どのような方法を生に議題として検討した
か、ご報告が、これを早目に解消するためには、
さし水原料を早くやつて、これを回転する上において、
解消の見込み

はおのせうのことも話合の中に出ておる訳
 でござります。その赤字の累計赤字にたいして
 たいはほのよう方法もあつた。ようのことで
 当局にもお話し申し上げた結果、当局の言
 い分といたしましては、現在入つていふものを成
 態として出す以上はその池の容量が狭い。た
 から現状ではこれの原料を入れることは不
 可能であるし、3月、4月までに現在入つていふ成態
 を出荷しては原料のしほはできぬ。よう
 のことでござります。以上どうにも7万ドル
 の赤字補填を解消しなければならぬ問題で
 ござります。当委員会といたしましては、この認定
 すべきものは決定しており、附帯意見をま
 かり付けておる訳でござります。7万ドルの赤字決
 算がござりますので、これを解消のため最善の努力
 をおこなう。このよう意見をつけて認定すべ
 きものと決定してあり。理由といたしましては、
 計数的には誤りはない。このよう理由
 理由をもつて認定すべきものと決定してあり
 ます。ご質疑がなされた場合は、ご質疑にお
 答をいたしたと思つております。

議 案
 本日の委員報告に対する質疑を討議。

1 審
 委員会結論に対しての疑問をい
 へてあり。これは何も市会が政治責任を
 負つたという立場からいふことは、決算の認定

をした。或は認定の理由、単純にいつまでか
 合っておいたから事業は赤字でもいいという考
 方であられるのがどうかですわ。それが1点ですわ。
 もう1つは、決算の認定をしたという時点で2点
 つの根拠にのりのは予算がござります。これは事
 業計画でござります。事業計画の通り実施して
 或は予算の通り執行して予算計画通りにか
 ねたためにそのような結果を生じたという
 ことはですわ。これは実施の、執行の過程に
 なくて色々誤りがあったということはですわ。指
 摘するに付すであります。これがひとつの案件と
 なって、決算としていー結果を生じた場合と要一
 結果を生じた場合とありませう。当初は勿論、いー
 結果を生じた時にそれらの事業計画、予算計
 画を立てたはずでありませうけれども、ところが、執
 行の技術や執行の何と云うかが、すまじ。或
 はその他理由によって結果的に色々いー面
 と要一面が生じておられるというところに認定を
 根拠の判断資料がござりませうかという
 うふうに私はおのうに決算認定については理
 解ある訳でござりますけれども、ところが、委員会
 としては数学的にいつまでか合ったからいーた
 うというふうなことを言っておりますが、そのへんは
 見解の相違にのりませうけれども、委員会とし
 てはそれが決算認定のたに形式的に、或は又、
 数字のいつまでか合ったから認定していーんだと
 うふうな単なる単純な考の方であられるかどう
 か。この点についてお話を願います。

経済民生教育常任委員会

本会において、この決算認定にありけ
 り、この養護事業計画というものは、71年度の予
 算の最悪量の赤字ということは既にこの審議の
 中で判明したものにせよとして、去る9月の当初
 予算議会においても、小相当の問題を提起し
 ておりました。その中で、色々と今後の事業計画、
 出資計画のりせよ、当局の方から出されて来た
 いて、その予算を一応認めておいたが、その
 が、特に審議をす段階において当初の計画と
 3ヶ月運営して行くに生じておるものがどうかという
 ことも、質疑の中で出ておりました。この計画を
 余儀なくおられることも結果として判明しており
 ます。これは新しく資料として提出されておりましたが、
 始めの出資計画においても修正しておられること
 であり、認定というものは、単式会計という
 区分制度からこれは見ざるべきである、とらざるべ
 きであるというふうなことで、附帯意見をつけて認
 定すべきであるというふうなことで結論は出た。そ
 の中で、別に問題について、どういふ
 ふうなことをおられるというふうなことで、左右単純
 であるというふうな指摘も、それもござりますが、
 意味があるものは別として、一応7月1日の赤字
 解消、早く申すべきであるというところに重点をおい
 て、附帯意見として認定しておられるというふうな
 ことであつた。

II 養

概が本同一としておられるのは、とらえ方が違つておられる

思ひます。私がお伺いしているのは、数字的
 つじつが居るかは認定の根拠が十分である
 という事考であるのかどうか、或は又内容的
 にその事象が当初計画とは全く違った結果
 が出た場合であり、出た場合の資料に基づい
 て判断をすべきかが要当じやないかという考
 え方をもっている款わらですが、その点につい
 てはどちらをすべきであるかという事をお伺いし
 ている訳であります。単なる計数的に居るはどうか
 う赤字を出さうか、どちらの結果を生ずらうか
 数字というものは赤字でも黒字でも計数的には
 居るうに居っております。又、居るはけいけい
 と思ひます。計数的に居るはどうか、
 つじつが居るかどうかの資料に基づいて判断がで
 きるものであるかという事。或は又、私が理解し
 ているのは、あくまでも当初の契約の通りに十分
 執行をせよとあるために、こういう形が生ずる
 ている訳です。これがひとつの認定である、判
 断の資料に於けるべきは、あつたかという事に
 私は考へておりませんが、どちらをすべきか、ど
 が本當の根拠に居るかという事。

経済民生教育常任委員会

在りまして、その事は先程も申し上げて説明を
 いたしました。これは9月議会の中でございまして、十分審
 議つくをしております。このようにございまして、今後は
 当局は又、二度とこのような赤字決算に
 ならず、その努力を払うべきである。在り
 ます。私共が今後は、養護費が今までは叶う

経路がわかると言うことで済ませられたとして、事實上経路が読まれたため、又、これは私個人であつたので、別にどうもどうかしてやらせられ、とにかくその不透明の点からどういう結果が出たという点の結果で出ていると思つて可い。だから先程も申し通り、9月の議会でたゞ今夜は認定が出たからどうこうというのをこじやわして、根本的方面において十分、議会の検討も検討は付ておつた。又、当局もそれに付いて以後は養蠶事業の運営において十分やういふところのことで、結果は9月議会で根本的の問題の解決はあつてゐる。かゝうに考へた認定においてはあつても始終の問題からして認定すべきものであつたという点のことでございませう。

議 者

休憩 - 在りませう。(午後3時28分)
 再開 - 在りませう。(午後3時35分)

名 義

友出の、昨日の一般質問の中にも、琉中静貿易の社名、山本社名に感謝状、そして記念品と贈呈というふうになつておりましたが、その請求書が見た場合に、おそらく報償費の中にその方もあつたはずなつたかと思つておりましたが、決算をされた場合に、報償費用は全然、私が見た目であつたので、どこから出されておつたか、その点もよく調べておつたと思つておつた。

経済民生教育常化委員会

下記のとおり、この感謝状を贈呈したところ
とはこの間からしかわがらの款です。しかし、ご
指摘の通り、報償費から流用予算という事で
成り立っております。検討したところ、ご
の通り、何かの形では当局にお返しの願
いがあります。

議 案

休憩 - 在ります (午後3時40分)
再開 - 在ります (午後3時45分)

助 役

感謝状の記念品、その他一般会計の支
障費から支出したことがあります。

各 答

昨日の説明では、養鱈網を買い、機械
器具を購入するのには相当費を計上して
その報償として感謝状を贈ったという事
に当たっておりますが、そこで、特別会計
の支えも報告されております。にもか
かわらず一般会計から支出するとい
う事は正しくおの措置
だと思っております。そのへんは
どうお考えですか。目的が
達成されておりましたか。

助 役

ご指摘の点、ごもっともと思
います。養鱈網

園の特例会計に最初から感謝状あげて
 へつた白精想のもてに予算編成してありまは
 らば当然それから支出されるべきだと思つた
 けれども、今日の事はどうあるべきだと思つた
 ことも、これは当初の予算編成に於いても予定され
 右もしてはありませんでした。宜野湾市と大井川町と提
 携をして養鱈事業を進めようことについて
 以前も、山本さんが養鱈に於いての色々な
 苦労をしてもらつて来たことについて、大井川町
 に色々打ち合わせがあったことであつたので、市側
 立場として感謝の気持ちも現わさうとしよう
 趣旨でありました。それによつて一般会
 計の一般交際費から支出される方が妥当にや
 りたいと考へたに在る訳です。

8 答

この措置は妥当だと考へておられまは。これ
 は特例会計がある以上はそれから出さうと考へ
 りたい。

9 問

報償費と云ふことから考へたならば養鱈特
 例会計の中に報償費がありまはけれども、予算
 措置としてはそれ以外のところを想定した訳では
 ないかと考へます。この市と市との名において交際
 費と云ふ意味に於いて交際費が總当であるか
 と云ふことに考へるに在る訳です。

8. 着

今後もし、予算の特別会計が生まれ、その中に
 いろいろなものが出た場合に、出して、当然（聴
 取不能）というものはやめておけばわからな
 いではないか。最初からその人は何が出来る
 とか、その人は感謝状出さなければという事は予
 想はおそらくあるはずである。いかにその仕事
 をしていかにしてはじめてこれだけ力をかけてお
 りたいという事は、宜野湾市民として感謝に価
 するに値し、宜野湾市民から感謝を受けたい、
 感謝状を受けたいというのが感謝状である。
 以上の場合には市費は当然、当初から、当初
 予算から計画しておき、いかに思っている。
 今後もしの場合には今後とも感謝状という
 ことは交際費、いかに一般会計から出さなければ
 ならないという基本的考え方をもちたい。

9. 役

これは、1-2、101、4-2に示すかと思っておられ
 ても、必ず一般会計から出さなければという主張
 性を申し立てる事ではありませんが、これは今
 後この問題についておられることではありませ
 んが、必ず一般会計から出さなければという主張はし
 ておきたい。その時々、時点によって予算措置
 がとれるものは予算措置を予定とし、もし予算措
 置がない場合には特別会計、色々ある中で二
 等、三等あり、おのれの会計から支出し、それが
 適当であるという事については十分選考、考えて
 選定して支出していただく事を考えておきたい。

8 着

これは実際はそれじやありません、これは申し上げた場合には養態予算じやありません、その成立以前に準備をしておいた訳じやありません。

助 役

予算は成立しておいたと思っております。あつた時点の同額でござりますけれども、はつた予算は成立しておいたと思っております。あつた時点からあつたかといふことにはござります、これはあつたといふことではござります。

8 着

もつております。

11 着

園を格でござりますると思っております。今、若しお水のことにかゝり自分たちの意見を正當化しようといふ卑怯な説明を思つておりました。当初予定しておいたもので實際費から出したといふことは、全く理由にござりますると思つておりました。これは出た目的がはつたといふ以上、上げます。これは出たべつたといふ見解に、私は、助役は感じないと思つたと思つたが、指摘されて、さうじやありません。出してから、實際費から出してからそれは感じないと思つたと思つた。今、指摘されて、あつた時点で予算がござりまする。当初計画をしておいたから特別会計では当初計画しておいたから實際費から出したといふことは、本當に出せ

るは方であり、途中から出し直しても。

助 役

特別会計に在りて予算が組んで有るが
このこと理由ではあり得ないかも知れ、まず考
えられたのは、市費の額に於て感謝状を以てするの
で、市の交際におきけるようにならざるに於て
この意味での交際費から支給する方が總
当であるというように考へておられる。

リ 着

このことは、あくまでも助役として、二小は
交際費から今後の場合出したら、あくまでも
正当であるという考へ方。

助 役

正当性が、正当であるというものは、一応お出し
て、あくまでも感謝状を以てする時点における考
へ方として、感謝状を以てするに於ては市の交際
費という意味に於て交際費から出した方が、
このように考へておられる。

リ 着

予算が組んである場合は、申立てが。

助 役

養護関係には。

11 養

予算はあつたはず。当初もあつた。しかも又予備費もあつたはず。よくらがわかっていませぬ。

12 税

だから、この問題については色々見解が出てくると思ふ。それが養護会費の実際であるのに養護会費から出すというふうな考へ方も正しいと思ふ。又、一般会費の市会の場合にいうふうな考へても色々理論はあつたとしても是れも正し。どつちも正しいといふことは出来ないし、あつたはずと...

13 養

私に言はすね、何も上げなから、上げなからからという問題を聞いておけません。右の筋道としてです。この養目から、この会費から出すべきであるというふうな事は、はっきりした線をつけていませぬ。

14 税

この問題については、最初から感謝状を出すという事は、各々所属する会費に入れたものが、本当に正しいかと思つておられます。

15 養

ところが、中途で思ひ止めてあげた。その交際費から出すべきであるという考へ方に変つた。それ。これは私に正しといふと思ひます。今後、これ

改訂のことも一応と思っております。当然このからせざる
多性根拠のことも一応と思っております。

助 役

今後の1分はこうなるとは気がついていると思
っております。

議 語

休憩いたします。(午後3時56分)
再開いたします。(午後4時2分)

議 語

ほかにも質疑もあろうと思っております。質疑と打
切りたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしと時55)

議 語

ご異議ありませんので、質疑と打ち切り、おかし
て委員の報告を終ります。
本系に対する討論を求めます。
討論も有らぬと思っております。ご異議ござい
ませんか。

議 語

ご異議ありませんので、討論を省略いたします。
了報告に付ります。
認定番号、1971年度直野湾市養鰻研究セン
ター特別会計予算支出決算認定にかかるを議決

に付す。

本業に附する委員各報告は認定すなりす。
委員各の報告通り認定することに結果議ごせ
す。

(異議なしとす)

議 答

ご異議ありとす。認定することに決ま
す。

議 答

次日報の第20、議案第32号 1972年度宜野湾
市一般会計出入予算修正予算につきては、12月
16日の本会議におきまして総務常任委員会に委
託を付託してありおるが、その結果が参つてお
りす。一応、報告書を事務局各として朗読をい
はす。

議 答

休憩ありとす。(午後4時4分)

再開ありとす。(午後4時5分)

議 答

総務常任委員各の報告をお聴しす。

総務常任委員各

総務委員会におきまして3の審議、並びに結果
について報告申し上げす。

本支出計数については全くと致して下りす。従つ

私達委員会においては、適切な措置であるという
 点に見ております。ところが、委員会審議の過程に
 対して当局から差し替えがござりまして、10ページ
 の支出の中の2款1項 総務管理費の中の1月一
 般管理費でありませぬ。これは職員の駐車場。こ
 れが当初予定しておりましたところの野嵩保育
 所の新築の場所が労組との話し合いにおいて
 バイパスの道に変更されたとの関係で委員会
 としては差し替えを認めた款に付いたわけ
 でございます。一応本会議にこの手続をしてお
 らせまして、又、再付託をされてこのようにして又報
 告してござります。そのほかの面につきましては別
 に問題と存じますがござりませぬ。従って
 今更に変更すべきものもござりませぬ。ま
 た、新聞に載ったこの問題については皆
 大方の御質疑にお答えいたしましたと思っております。
 以上、簡単にこの報告終了です。

議 答

本報告に対する質疑を断ります。

Q 荷

昨日、可決された旅費支給条例の一部改
 正案件との手続との関連はどうなりますか。
 もし、審議されておけばよろしいかとござります。

総務常任委員長

お答えいたします。ちょうど審議の過程におきま
 して、ご承知の通り、丹の固定相場制が打ち出

をしております。その旅費支給についてはどうなる
 かと伺う所でございます。私共委員会としても非常に心
 配をしております。その件で、当局並
 びに議会と事務局と、議事を参考人にお呼
 びまして一応意見を聴取しております。その結果
 予算の範囲内で、この議決されたところの予算の
 枠内であればある程度操作できるしやないかと
 して、十分柔例改正をした。柔例の運用が不可能
 であるというふうなことを聞かされて、それじゃい
 るというところで我々は一応認めております。

9 答

今までの委員長の報告通り予算執行であるが、
 当局にお願いする。

総務課長

十分執行できるように努めたいと思います。これは
 議会の研修旅費についてでございますが、これは
 予定調整はしてございまして、ある場合は
 予算外流用でも十分執行できるようにや
 りたいと思っております。

9 答

お伺いする所でございます。私は予
 算執行までには補正予算を準備して、その方
 らでも、予算外流用というものはお呼びか
 してございまして、昨日の改正の執
 行までには補正予算でございます。

総務課長

これは即時適用でございまして、それと同時に
のことで今後の執行の方につきましては、3月
以降の方につきましては十分これはできまされ
ども、それ以前に出発研修の場合にはそれ
け予算の範囲内でございまして、在画にござい
まして、万が一の場合の予備費流用と、そのように
でございまして、

9 答

そのとおりです、右に予算審議にございまして、
これはあくまでも義務費とは言わがら予備費流
用という性格は好しいあり方であると思われ
ます。

総務課長

一般会計事務部局においては、その範囲内です
るに、そのように努めるといふことになってござい
ます、他機関との調整が、そのようにござい
まして、そのように申し上げることは、

9 答

そのように、その予算前に臨時議会招集があ
るという場合には、それがそのようにござい
まして、そのようにございまして、

総務課長

はい。

議 程

行かに質疑もあつたので、質疑を打ち切らうと思つたが、ご異議ごありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 程

ご異議ごありませんので、質疑を終了して委員報告を終ります。

本案に対する討論を求め、討論も省略したいと思つたが、ご異議ごありませんか。

議 程

ご異議ありませぬので、討論も省略したいとして議決に付します。

議案第82号 1972年度宜野湾市一般会計本支出予算を議決に付します。

本案に対する委員報告は可決であります。委員報告通り可決するに、ご異議ごありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 程

ご異議ありませぬので、原案通り可決するに決意をいたします。

議 程

次、日程の第2、議案第91号、宜野湾市公有水

面埋立事業特別会計条例について、日程第22
議案第70号 1972年度直野湾市公有水面埋立特
別会計不入出予算、両案件のうち議案第71
号については71年4月7日の本会議に、並次に
議案第70号については71年9月23日の本会
議にそれぞれ埋立関係特別委員会の方に着任
を付託してあり、報告が終了した上、報告
が審議済みである。本報告品は朗読を省略
し、右記の両案件に付する特別委員長の又書
を張君の口頭報告を依頼したものと見られる。

埋立関係特別委員会

議案第71号 直野湾市公有水面埋立事業特別
会計条例について、並次に議案第70号 1972年度
直野湾市公有水面埋立特別会計不入出予算
の案件が埋立関係特別委員会に付託された
こと、審議の経緯と結果を本報告に記す。
委員会として付託されたのは、本案件が付託され
た。最初7月9日に委員会を開き、その後
現時点までおこなわれて、取組として、吹芽で
おこなった。まず最初に直野湾市の事業として3
3,992坪、予算が530,250円。この案件が
出たことにより、埋立委員会が基本的
考案として、3万本の埋立をしようとした
ところ、その中でも埋立関係特別委員会としては、長
年の懸案であり、この中、伊佐地光から宇
地泊地光までの530,000坪を対象に、審議
すべきであるかどうかについて協議したところ、
了。特別委員会として、全部を一応対象

に入水して検討し、所定事業を進め右方がいよいよ結
 論を得たて530,000坪を對象にして検討した次第
 である。右にその結果、市当局からその理直
 の希望会社が二社示されて右に就て右である。
 即ち一社は國場組、もう一社は筑生観光株式
 会社、右に協栄産業株式会社、この二社が一
 組にわりあつた。両社方が申し込んできた次第
 である。右に、両社の会社の業績、又市の
 對する業績提供の坪数等が世に知られておるが
 右にその二社検討した課である。
 右に最初の、内容が示す右に市に業績を提
 供して貰うのが、國場組の方が41,500坪、右
 から協栄産業の方が40,000坪は市に提供して貰う
 右にその右に右である。委員会として
 しては、右に40,000坪の坪数おける市に市有地
 として、公営用地として少く右に右に、今、市
 の計画して33,992坪も一応市の予算で埋め
 て貰うこと、右に30,000坪余りは右に40,000
 坪が右に右に70,000~80,000坪は市有地
 として残るが、右に右に右に右に右に右に
 に結論が一致した右に、右に右に右に30,000
 坪の坪数を埋め右に右に右に右に右に右に
 又、埋めた後、実費で買へる場合には右に右に
 賣って貰う右に右に右に右に右に右に
 要望一右に右に右に、右に結果が、協栄産業が
 市の予算で埋め右に右に右に430,000ドルで、右
 に埋めた後買へる場合には450,000ドルで右
 事と、右に残りのものに対しては40,000坪を提
 供する、右に右に國場組の方が510,000ドルで、

買入の場合には850,000ドル、それを支払う
 方法としても国場組の場合には条件がつけられ
 ておいた款でござります。契約と同時に250,000
 ドルは支払ってもらった。そして70パーセント完
 成時に100,000ドルを払ってもらった。市に兼
 管提供が10パーセント、46,500坪という右回宿
 がござりました。我が委員会としてはこういう大差が
 ござりましたので、協栄社にやってもらうという
 にして28日に協栄社と話合いを申し上げた次
 等でございます。しかしながら協栄産業の方は
 神経で土木関係の事業の業績がござりました
 ので、これはいいわけなので、向うも又本土の熊谷
 組と提携してやるというお話もござりました
 ので、又、協栄社はこちらにおいては土木事業
 に関し全然実績がござりませんでしたので、本土の熊
 谷組がやらせようかという話もあつた。熊
 谷組がその契約に、保証契約をしてください、し
 かしこれはいいというので、先委員会の方から文
 書をお願いして熊谷組が保証人か何かを白つ
 てもらおうという条件もつけられた。ござります。
 申されたら向うとしては、その返事が熊谷組との連
 帯保証、そういうものはどうもいえないように熊谷組
 から断られたという理由で、協栄社がこの
 問題から我が社はおろしてと、辞退させ
 てくれというわけに正式な文書が降りて、そ
 して又、前に戻りまして今度は国場組と話を
 合いますようにお話を次等でございます。その結果
 お手もとにさしあげましたように国場組の方で約
 束償て90パーセント、広敷用地を引いた東鏡坪

数の7パーセントを市に無償で提供すれば、
 市が計画しており現在30,000本の埋立に
 しては530,000円を埋立せよとの比が
 の意見が一紙を提出してござります。
 今日新たに議案第92号として契約事項が出る
 と思いますが、この契約事項をもとにして換
 討しております。その結果から申しまして議案
 第31号、宜野湾市公有水面埋立事業特別会計案
 例について、当然数量はなすので、委員会
 では結論を出してござります。又、議案第70号、1972
 年度宜野湾市公有水面埋立特別会計入出予
 算に於いては、その予算内で十分埋立が可能
 であり、適当な措置であり、原案通り可決
 すべきものと委員会としては決定しております。
 以上二報告申し上げて、ご質疑にお答えいた
 して思っております。

議 答
 案の委員報告に於ける質疑を許します。

議 答
 何かに質疑もあつたので、質疑を
 終了して思いますが、ご異議ございせんか。

議 答
 ご異議ございせんので、質疑を打ち切り、あ
 せて委員報告も終了です。
 議案第31号、宜野湾市公有水面埋立事業特別
 会計案例についての討論を求めます。

議 告

討論も有略をいれたいと思つたが、ご異議
ございません。

議 告

ご異議ありましたので、討論も有略をいれたい
表示に付します。

議案第31号については、委員各人の報告は可決
でありました。よつて、委員各人の報告通り可決することに
ご異議ございません。

(異議なしと呼ぶ)

議 告

ご異議ありましたので、原案の通り可決することに
決定をいれたいです。

議 告

議案第70号、1972年度官庁等市公有水面埋
立特別会計の予算に對する討論をいれたい
討論も有略をいれたいと思つたが、ご異議ござ
いません。

議 告

ご異議ありましたので、討論も有略をいれたい
表示に付します。

議案第70号に對する委員各人の報告は可決であ
りました。委員各人の報告通り可決することに
ご異議ございません。

f

(異議あり) (検討)

議 案

ご異議ありと申して、本案の通り可決すること
に決定せられたり。

議 案

次、日程の第23、議案第92号 公有水面埋立
実施に関する契約についての上程に付、
本案に対する理事者の趣旨説明を求めたり。

都市計画課長

ご説明申し上げます。議案第92号、公有水面
埋立実施に関する契約について、宜野湾市公
有水面埋立事業の実施について別紙契約書に
別契約を締結する。1971年12月23日提出と
いうことでござります。下の方、提案理由を
申し上げます。本市の宇伊佐地地区、宇伊地地区
等々の公有水面埋立事業の実施に際して、関係
組との調整が完了いたしました。市議会の同意
を求めたいというところでござります。実は法令上の
契約ではござりますが、議会の意思を尊重いたし
たい。それ関係組に埋立事業を実施せよと
いう見地から議会の同意を求めたいという方が
趣旨でございます。よろしくご審議のほどを願
い申し上げます。よろしいかとござります。議案
第92号の宜野211号、1971年9月2日の文書と9月
22日の文書、二つは資料でござります。これ
も、加味しながらご審議をお願い申し上げます。

思います。尚、契約条文中には記載の通りでございまして、逐次ご審議の程はわかりませんが、思いますが、具体的にこのことについては皆様の質疑にお答えしたいところですので、よろしくお願い申し上げます。

議 答

本案に対する質疑を許します。

20 着

契約条文中にて、三番お伺いしたかと思っております。第4条であらね、その一番下の行にてであらね、但し書くとあるにござらね、但し、乙の申し入れがあった場合は甲列第三者に移転することを妨げないというふうになっておりますであらね、これは甲は直野津市であらね、乙が、わゆる園場組という。園場組自身にやわしてある第三者に引渡すことができないという考え方は、この内容からいえます。これについてはそのように理解してよろしいかとあつた、第4条。

都市計画課長

お答申し上げます。おっしゃる通りで、別に問題はないかと。

20 着

これは登記前にも結局、売却していただくことであらね、園場組としては第三者に売ることができないというところであらね。

都市計画課長

その旨を記してはおります。

20 着

甲州等に著しに記すことはどうもしてあるが、一応は甲州乙に登記してから記すこととする。甲州乙に記すことは甲州乙に記す前にしてあることとする。これは甲州乙に記す前にしてあることとする。これは甲州乙に記す前にしてあることとする。

都市計画課長

その場合である、一応登記してある場合は、現在地を登記してある。

20 着

これは市がやらせてもらう。

都市計画課長

はい、市が登記してある、その場合、乙からの甲に入水がある場合は。

20 着

乙から甲へ流す場合は、甲に流すこととする。乙には流さず。

即 復

その旨は、一応工事が完了した時点で、市の名義で登記する工事をし、当然甲

の所有地として登記をなすべきに、これは、
 実質的に国場組の企業である事である
 有りて、国場組に当然この所有権を移転さ
 なければならぬ義務がある事である。
 しかし、国場組が、特に国場組を経由して
 直接市から市人に所有権を移転してこれ
 印し入れがある場合にはよすしとてあ
 り得、別に何ら支障はなす事はない。

20 着

此の場合である、不動産の売買の性格に
 したして、例として甲が乙に売つ、国場組と
 乙が丙に売つてから甲が丙に売つた場合、売買
 という登記のかわり商行為がなされた事
 である場合にこれら課税の法は乙丙間は
 どうか。

即 徴

市から、市から人は一応国場組、市から国
 場組に移つ、市から第三者に移つた場合
 は当然一時所得課税の対象になる事。

20 着

国場組が。

即 徴

す、しかし、市から直接第三者に移つた場合に
 市には課税の事由となつて、税金は市には課税
 する事なく、市に納付する事。

20 希

課のわが一部で由。

もう一点。第7条に由、乙は誘致する企業
について公害防止の観点から甲の承認を得た
企業以外は誘致する由と記してあり由。

この契約は甲と乙の契約で由。そうして今先
指摘した由の第4条の担し累を由。第2条に
後述の場合はこの条は適用され由。

助 後

これはこの契約の趣旨が前文に記す由に、
埋立及び埋立地への導入企業につき宜野湾市
と国場組との契約で由。例之は連
接国場組がこの企業を誘致した。そして
そこに土地を処分した。この場合に当然宜
野湾市としてその企業内容を調べたり、公害が
発生する企業かどうかも宜野湾市は判断した
り。もし公害が起る可能性がある場合は
拒否する。この意味であり。おしる場
合に。例之は国場組からある会社が土地を譲
り取らされた。そこに企業を開始するとい
う場合に。その条からいうと当然権限がな
くあるかという点の意味がどうなるかに
解釈する。この条を以て思ふ。この企業を誘
致する。土地処分を管轄した。これは考
てゐる記で由。この人に土地を譲りたとい
う。これは。この企業をするから土地を譲り
た。これは。当然宜野湾市の許可を受け
なければならぬ。という。解釈してゐる記で由。

す。しかし、これが第一者、第二者、又は第三者
者というふうに稱してつてこれが規制であ
るが、この問題にわたるとこれはいかなることも
でも当然不可能にやむを得ないと思ふが、
これは規制するところであるから、これは別
のことにやむを得ないとして、このように条文に
してありたい。

20 着
母法でやるべきことである。

12 着
(聴取不能)

即 従
これは現行の条文にも別に加入してありたい
が、結局として、市の34,000坪の接線
をいふことも、近頃は、一応は同様に予想し
ておきたい。宜野湾市も一応は想定はして
おきたい。別の文章にはおかしなところ
はない。

12 着
この点の考慮は、

即 従
一応想定は、結局は、これは結局に申し
たい。市が分譲する場合は、これに
も、これは、このように、互いに
しるべき意味に、このように、

はせにしようという趣旨はこれらもって可能性は十分あるとされておりながら、相手があつておられるので、今、結果申し上げることはできませんが、今の質問は現行条文に必ず入れたらという趣旨でござります。

14 着

条文にせよして、交換文書で一度だけ取り戻すという趣旨でござります。

即 後

この趣旨は明らかであると思っております。これは、しかし、はつりであるという断念はござらぬので、今から折衝はあり、その趣旨を取り戻すという趣旨でござります。

議 事

休憩 - 在ります。(午後4時45分)
復 命 - 在ります。(午後4時46分)

議 事

質疑もつたところでありますので、質疑を打ち切りと思っておりますが、ご異議ござりますか。

(異議なしとす)

議 事

ご異議の御座らぬので、質疑を終了とさせていただきます。

議 長

本案に對する討論を打ち切り、

議 長

討論を省略せられたると思ふ方が、ご異議
ごなすれば。

議 長

ご異議ありのようで、討論を省略せられた
下で済ませたい。議案第9号 公有水面埋立築造に關する
に關しては原案通り同意したることにご異議ご
なすれば。

(異議なしとす)

議 長

ご異議ありのようで、原案通り同意した
に決意せられたる。

議 長

日程第24、議案第7号 議員の本土行時
故視察研修旅費に關するを議題とせられたる。

議 長

休憩せられたる。(午後4時49分)
再開せられたる。(午後4時49分)

議 各

本案については、既にご承知かと思ふ所
ゆゑ、一応提案者の趣旨説明を省略いたし
て思ふ所が、ご異議ごさうせらる。

(異議なしと呼ぶ)

議 各

ご異議ごさうせらるゝて、提案者の趣旨説明、
並に質疑、討論を省略いたし、思ふ所
が、ご異議ごさうせらる。

(異議なしと呼ぶ)

議 各

ご異議ごさうせらるゝて、質疑、討論を省略
いたして表決に行はる。
決議案第7号、議院の本土行政研修派遣
に關して表決に行はる。
原案の通り決はるに、ご異議ごさうせらる。

(異議なしと呼ぶ)

議 各

ご異議ごさうせらるゝて、原案通り決はるに
て、ご異議ごさうせらる。

議 各

(休憩一十分、午後4時50分)

議 長

再開の事。(午後4時50分)

議 長

以上を以て、第95回宜野湾市議会定例会
を閉会とした。是期間、又本日は長時間
慎重な審議を行なひて議決がなされ
た。諸君の御努力に感謝する。

閉会 (午後4時50分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが
その内容の正確であることを証するためここに署名
する。

~~昭和~~ 47 年 7 月 28 日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

山本朝保 

議事録署名議員

比嘉守登 